

議会だより

吉富町 

No.43

2 .2018



ふれあい サロン



社会福祉協議会が行っている「ふれあいサロン」の様子です。



“新春 七福神と一緒に”

※写真提供(吉富カメラ教室、町社会福祉協議会)

CONTENTS

定例会議会報告	2
臨時例会議会報告	5
議会審議結果表	6
常任委員会経過	6
一般質問	9
議会報告会結果報告	12
トピックス	14

発行・編集／議会広報委員会 〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1 TEL 24-4075
発行責任者／若山 征洋 広報委員長／山本 定生 ホームページ <http://www.town.yoshitomi.lg.jp>

※「議会だより」に掲載する写真については、可能な限り個人及び団体に対して同意をいただいています。

第4回定例議会報告

平成29年第4回定例町議会は、12月1日から21日までの21日間開催されました。

平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

歳入歳出予算の追加
歳入歳出予算の総額

6千105万3千円
42億1千597万2千円



歳入の主なもの

国庫負担金（民生費負担金）	755万9千円
国庫補助金（民生費補助金）	103万4千円
県負担金（民生費負担金）	401万4千円
県補助金（民生費補助金）	127万6千円
町債（一般単独事業債）	180万円

歳出の主なもの

総務管理費	
（役場庁舎増改築工事に伴う既存設備移設工事費等）	251万7千円
（庁舎屋上波板塩害防止塗装工事費）	262万5千円
（庁舎増改築に伴う備品購入費）	1千620万円
地域おこし協力隊事業	
（3名分の報酬、住宅借上料、自動車レンタル料等）	1千614万3千円
放課後児童クラブ運営委託料	67万2千円
こどもの森駐車場用地購入費	600万円
小学校体育館電動スクリーン設置事業費	
（300インチのスクリーン購入・設置工事費）	358万5千円

予

算

<主な討論内容>

反対

山本議員：短期間に連続的な資金の集中投入を行いながら、「庁舎増改築事業」も、後から後から予算の追加が行われ3億円を超えた。この様な中で必要以上に新たな備品を追加購入する事に賛成する事はできない。

是石議員：議会は29年度当初予算審議の時、職員の確保、適材適所の配置をすること。起債発行を最少化、基金積み立てに取り組むこと。各計画の住民対話、説明を第一に実施する。という附帯決議を可決しました。町民の現在、将来の幸福を担う負託を受けている議会議員として、本補正予算に反対します。

岸本議員：町長室が会議室の機能を持つことを前提とした、庁舎レイアウト、それに伴う備品購入、また、現在不在の副町長室への備品購入に反対です。

また、放課後児童クラブ運営の委託先に、株式会社もあり得るとの方針が示されましたが、福祉事業に営利を目的とした株式会社は適切とはいえないので反対します。

賛成

梅津議員：二点について委員会で賛成意見を言いましたが、その一点について、「他者」という言い方をしました。厳密には「よそ者」の意見をという言い方で、町長の当時の答弁を引き合いに出して賛成意見をしたが、特に地域おこし協力隊事業は、町外の方の意見を取り入れて、町政発展に結びつけるということに、大きなおもきをなしていると考え、賛成討論とします。

予
算
案
例

平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

歳入歳出予算の減額 Δ 2千212万5千円
 歳入歳出予算の総額 10億3千78万5千円



歳出の主なもの

一般被保険者療養費 104万7千円
 共同事業拠出金 Δ 2千328万2千円

平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出予算の減額 Δ 47万8千円
 歳入歳出予算の総額 1億276万4千円



歳出の主なもの

保険料等負担金 Δ 65万4千円
 一般会計精算分繰出金 27万6千円

平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出予算の追加 9万8千円
 歳入歳出予算の総額 6億7千141万7千円



歳出の主なもの

職員人件費 9万8千円

平成29年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)について

補正予算の主なもの

収益的支出

職員人件費 13万8千円
 佐井川橋配水管補強工事費 190万1千円



(討論 賛成 山本議員 横川議員)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の期間が延長されたことに伴う、条例の一部改正。



特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務省が普及を推進する地域おこし協力隊を、本町で任用するため、報酬額を規定する条例の一部改正。



(討論 賛成 岸本議員)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、課税免除の内容が見直されることに伴う、条例の一部改正。



追加提案分

専決処分の報告について

吉富小学校外壁落下防止対策工事変更契約について、町議会の委任による専決処分をしたので、議会に報告するもの。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について



平成29年度の人事院勧告に基づく条例の一部改正において、遡及適用に関する規定の一部に誤りがあったため一部改正条例の一部改正。

(討論 賛成 山本議員)

町道路線の認定について

道路新設工事により新たに整備する、町道土屋居屋敷線から町道石倉岩本線を結ぶ道路を、町道として認定するため、議会の議決を求めるもの。



<主な討論内容>

反対

山本議員：この町道そのものに否定や反対はありません。町は、法と条例はもとより、ルールを大前提に行うべきであり、それらに納得できない部分がありますので、今回の提案には賛成できません。

賛成

横川議員：将来的に付近住民を含めた、町民の利便性が向上するのは目に見えていますので、賛成討論とします。

是石議員：緊急車両の通り抜けができることで、地域の安全安心の実現に近づけるものと考えます。地域の要望であるとの説明でもあり、賛成いたします。

議員提案分

請 願・意見書

所得税法第56条の廃止をもとめる請願



所得税法第56条の廃止を求める意見書

内容(要旨)：中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円だけである。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条を早急に廃止することを、衆・参議院議長、関係大臣に強く求めるもの。



第4回

平成29年第4回臨時町議会は、11月24日の1日間開催されました。

専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度吉富町一般会計補正予算(専決第2号))



平成29年9月28日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、当該予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるもの。

(討論 賛成 山本議員)

専決処分の報告について(平成28年度~29年度 吉富町宮別府団地建設工事(1期工事)電気設備工事契約変更)

町議会の委任による専決処分をしたので、議会に報告するもの。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について



人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定等を行うための条例改正。

(討論 賛成 梅津議員)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について



一般職の職員に準じて給与改定等を行うための条例改正。

(討論 賛成 山本議員)

平成29年度吉富町一般会計補正予算(第4号)について



歳入歳出予算の追加	635万3千円
歳入歳出予算の総額	41億5千491万9千円

歳出の主なもの

給与改定に伴う職員人件費	355万3千円
マンホールトイレ施設整備工事費	280万円

(討論 賛成 梅津議員 是石議員)

平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について



歳入歳出予算の追加	9万3千円
歳入歳出予算の総額	10億5千291万9千円

歳出の主なもの

給与改定に伴う職員人件費。

平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について



歳入歳出予算の追加	14万7千円
歳入歳出予算の総額	6億7千131万9千円

歳出の主なもの

給与改定に伴う職員人件費。

平成29年度吉富町水道事業会計補正予算(第3号)について



収益的支出	25万3千円
-------	--------

給与改定に伴う職員人件費。

質疑 是石委員

放課後児童クラブ運営委託事業について、費用内訳の説明を求めます。
提案型で公募するということが、町側の保育方針を示してもらいたい。



答弁 健康福祉課長

主に、人件費、支援、教育に対する費用。業務の管理に要する費用です。
内訳等は、まだ公募前なので、詳細にはお答えできませんが、主に人件費です。

質疑 是石委員

支援員が集まらないので民間に委託するのは、人材派遣のようにとれる。支援者が定着しないことが根本にあるのではないですか。

答弁 健康福祉課長

町が事業主体で、募集から全てを賄います。近隣でも支援員の確保が困難となっております。民間のノウハウを借りながら、一部運営業務を事業者に委託します。

質疑 是石委員

公募の見込があるのでしょうか。

答弁 健康福祉課長

見込みがあるということで、計上をしております。

質疑 岸本委員長

公募では、あなたたちはどう考えていますかのような保育方針の提案をしてもらおうのですか。

答弁 健康福祉課長

運営方針、費用負担、支援員の人件費などを審査の対象にしたいと思います。

質疑 是石委員

備品購入費について、町長室の備品が320万円以上ですが、必要な理由を示してください。
町長室に14客分の会議スペースが必要なのですか。
もう少し、簡素なものではダメなのですか。

答弁 総務課長

今の座る形の応接セットでは、高齢の御客様が見えたときに座りにくいと言われていました。今回、こういった形のテーブルをそろえたい。会議でも活用したい。御客様への対応、そして、一部事務組合の執行部会緊急の課長会議等も町長室で開くこともできます。カタログを見ましても、4メートルのテーブルとなると、結構な値段がします。

質疑 是石委員

今いない副町長に、副町長室がなぜ必要なのですか。

答弁 総務課長

増築された庁舎はずっと使用していくと思います。その間、副町長がいないことはおかしいと思います。入札するに当たり、まとめて買った方が有利になります。

質疑 花畑委員

入札は、同じ品物を数社でするのか。または、同等品でもよいというようにして幅をもたせないと、金額は下がりにくいのではないですか。

答弁 総務課長

同等品がどこまでなのかという判断が難しいところがございます。今の時点では、品物を指定して入札を行いたいですが、同等品でもいいのではという意見もあると思います。幅を広げた上で検討してみたいと思います。

質疑 是石委員

小学校費で購入する電動スクリーンは、今までよりも輝度が高い、特別に今までと違って反射力が強いものですか。液晶など、明るい所でも見られるよう、考慮されているのですか。

答弁 教務課長

スクリーンについては、大きさも違い、300インチになるので、特注品にはなります。プロジェクターは、明暗を考慮した、最適なものと考えています。

質疑 是石委員

豊前神楽保存連合会加入団体助成金について、指定を受けた土屋神楽、吉富神楽へは、1団体6万円と決まっているのですか。垂れ幕は、デザインを考えて提案することはできませんか。

答弁 教務課長

神楽団体は、上毛町の神楽団体さんと同じような形で作りたいということでした。6万円の定額ということで考えております。(上毛町も6万円程度)

意見 梅津委員

地域おこし協力隊員報酬が上がっています。先進自治体の成功例、失敗例を参考にし、他自治体を経験された方で、即戦力になるような方等の協力も得ながら、この事業が成功に終わるように望みます。また、役場庁舎改築に伴う備品購入費等が入っています。町外に誇れるようなものがそなえられるよう期待し、賛成意見とします。

意見 是石委員

庁舎が防災拠点になるという提案でした。それは必要なことだと思いましたが、増築庁舎の町長室、副町長室、総務課等への備品購入の金額には、少し納得がいかない点がありますので、その点について反対します。

※所得税法第56条の廃止をもとめる請願(採択)

意見 是石委員

請願の趣旨は大変理解できましたが、後半の部分のドイツ、フランス、アメリカ等と比較して、(日本が)人権に無視しているととられかねないような文言に問題はございますが、賛成いたします。



福祉産業建設常任委員会経過

(横川委員長) 12/13開催

※平成29年度吉富町一般会計補正予算(第5号)について(可決)

質疑 山本委員

障害福祉サービス支給管理システム改修業務委託料については、30年度の法改正に伴うものということだが、障害者の方にメリット・デメリットがあるのですか。

答弁 健康福祉課長

地域生活(自立生活援助)、就労定着(就労定着支援)の創設、居宅訪問による児童発達支援を提供するサービスなどです。

質疑 山本委員

放課後児童クラブ運営委託料については、直営から委託にもっていくということですが、事業者は決まっていますか。入札で決めるのですか。4月1日から業者が受けるようになり、いきなりスタートするのですか。スケジュールがありますか。

答弁 健康福祉課長

来年度4月1日から直ちにサービスが始まりますので、それに伴う事前準備があります。事業者の新しい職員の募集とか、4月1日から運営できるようそれに伴う委託料ということですが、準備に対する運営委託料も支払いますので、3月末から、想定しているのは研修みたいな感じで、何日間は今のところ入ってもらいたいような形になると思います。

最終議会が終わった翌日から公募という形で1月10日前後に締め切り、審査をし、1月中には契約を行う予定です。また、その業者も契約が終わったら新しい体制として職員募集をいたしますので、職員が集まり次第、そういう引き継ぎと申しますか、そういう作業に移ると思います。

質疑 丸谷委員

病児・病後児保育事業は、年間の利用がどれくらいあるのですか。

答弁 健康福祉課長

登録制で、85名の方が登録をされており、年間二、三十件ぐらいです。

質疑 山本委員

子ども医療請求支払システム改修は、吉富町だけですか。

答弁 健康福祉課長

大分県国保連合会に1市3町と一緒に委託をしております。

質疑 山本委員

幼保一体化施設こどもの森費の土地購入費で駐車場を設置するということだが、そこでは送迎の時に乗り降りができ、出入口も設けるのですか。

答弁 健康福祉課長

今度整備する所に、出入口を1カ所つくります。

質疑 山本委員

社会福祉費に返還金が出ているが、なぜこの時期に集中して計上しているのですか。

答弁 健康福祉課長

平成28年度の実績に伴う返還金で、3月中、早いものは3月前に返還するようになります。12月に集中して返還金は計上しています。納期限ぎりぎりの返還が、資金繰りで適正だと思いますので、従来からそうしています。

質疑 山本委員

住宅費に竣工式の予算が上がっているが、工事は全部終わるのですか。

答弁 健康福祉課長

駐車場を含めて、工事は終わったあとでございます。

意見 山本委員

今回の補正予算には、庁舎の建て替えや別府団地につき、我々として再三疑問視をしている部分が多々含まれていますので、賛成することはできません。反対します。

※平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(可決)

質疑 山本委員

来年から新しい保険制度が始まるが、吉富町は「高医療指定市町村(※注)」に指定をされており、保険料(税)についても少し高くなるとのことだが、激変緩和措置があり、スタートの時はそこまでないのではと聞いていた。どれくらいになりそうですか。今まで税率を決める裁量権があったが、4月以降も裁量権がありますか。

答弁 健康福祉課長

1月に正式算定した数字が県から示され、そのあと、いろいろな試算をしながら税率を決めていきたいと思っています。保険税条例がありますので、町が税率を決めるということですが。

意見 山本委員

国保税は、県になって町の事務はかなり簡素化されると思うが、吉富町では高額になりそうな予想がありますので、その辺を十分気を付けていただいて、健全な保険の運営をしてほしいと思い、賛成意見とします。

※平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(可決)

質疑 山本委員

国保制度が県に移管することに伴い、大きく町で変わることに、関係することはあるのですか。

答弁 健康福祉課長

特段ありません。

※平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(可決)

質疑 山本委員

広津交差点付近の下水道工事の進捗状況はどうですか。

答弁 上下水道課長

キグナスの交差点から幸子古のところまで行っています。若干、工程的には遅れていますが、今の予定では工期内にていくような形で、工程の修正をしながら進んでいる状況です。

※平成29年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)について(可決)

質疑 山本委員

佐井川橋配水管補強費の説明を求めます。工事中、中学生の通学に支障はないのですか。

答弁 上下水道課長

県道の豊前中津線の佐井川橋、吉富中学校の前の橋ですが、そちらにしています水道管の支持金具が老朽化をしています。41年経過をされており、改修の必要性が近年必要ということで計画を立てていました。県道の橋梁工事に合わせまして、その足場を共有して、うちの補修をすることが経済的に効率がいいということで、今回、ステンレス製の金具に46カ所換える修繕工事を増額補正で上げました。県が足場を河床に組みますので、水道の工事はその足場を活用するというのであれば、通学の生徒さんには全く支障がないというふうに考えております。



是石 利彦 議員

吉富町の農業振興について

問 これまでの吉富町農業振興で農道・用水路整備の取り組み方、基準・地元要望の取り扱いについて聞きたい。

答 産業建設課長
本町では、農道として

位置づけるものではなく、ほぼ全て町道です。

基準は 道路新設改良や農業用水路改良として土地改良区と協議し計画・実施します。

また、自治会要望は、聞き取り・現地調査・財政担当課との協議等を通じ総合的に検討した上で、実施の有無を自治会へ回答しています。基準を明文化したものはありません。

問 その成果をどのように捉えていますか。

答 産業建設課長
受益を受ける一部の農地、農家の方にとっては利便性が向上したと思います。

問 セイタカアワダチ草など雑草の耕作放棄地が目立たなくなったようですがどうか。

答 産業建設課長
耕作放棄地は29年度11月末で約2.7ヘクタールと28年度と比較して0.8ヘクタールほど減少しています。

問 農業政策の問題点、持続可能な農用地をどうするか。ほ場整備がなぜ必要か。

界木地区でのほ場整備事業が進んでいますが、それまでの吉富町農業振興事業の違いと問題点を聞きたい。

答 産業建設課長
ほ場整備が進まない理由、問題点は、地元説明会では、既にある程度の利便性がある。必要性を感じない。負担金を払ってまで基盤整備をしなくてもよい。将来転用して農地を処分したいなどの意見がありました。さらに、関係者全員の同意を得ることが実現しない理由であるが、農業政策は農業者だけの問題ではなく、先人が農業振興地域内の道路や水路を重点的に整備してきたことから、一部の農地については営農活動の利便性が格段に向上し、結果的に、ほ場整備事業が必要とされない理由、要因と考えます。

優良な農地を保全し、本町農業の発展を図るためには欠かせない事業と考えます。町は今後も農業振興に取り組んでいきますが、土地所有者や耕作者、もちろん地域全体の問題として話し合いをしていただくことが

重要であり、必要であると考えています。

問 後継者問題。農用地の振興・見直しをするのか今後の取組みを聞きます。

答 産業建設課長
今後も本町の農業振興、農地の保全のため見直しは考えていません。土地改良事業、ほ場整備事業については、農業者の高齢化、離農する中で、いかにして不整形な農地を整形することが重要であり、今後もほ場整備事業は積極的に推進し、農業発展を図りたいと考えています。

意 今まで吉富町の農業政策は、受益者負担のない町道としての整備がされてきたと言える。それに比べてほ場整備事業は、受益者負担を払える、払えないという問題があります。農業による収入もないのに農業耕作者にお願いするため、受益者負担という資金を用立てられる方が果たしてどれくらいいるのか、それが心配です。自分の農用地をどのように利活用するかは、その地権者その方の問題です。



問 幸子神揚地区に関してはどういう感触ですか。

答 産業建設課長
神揚地区を計画された当初と比べると益々高齢になって農業ができないということで、ほ場整備が必要だという意見がたくさんありました。ただ、説明会は関係者・耕作者全員出席ではありません。町としては神揚地区でも実施したいと考えています。

問 今後、農家戸数の減少とか、例えば貿易に関する国際競争とか農業めぐる産地間競争に翻弄されることが危惧されますが、それによって農業者の収入が安定的に確保できないこともある。地権者としての権利や義務とか、地域全体の要望などを考慮した直営事業など、条例改正等の検討に入る必要があるかを聞きたい。

答 産業建設課長
本町の農業振興の計画に基づいて、進めて行きたいと考えます。

意 ほ場整備事業はもう2周も3周もおくれた政策だと思います。一部、畑作、家庭菜園として整備して貸し出すなどで農業地域の保全を図るという政策も選択肢にあってもよいのでは。

※上記質問の他に「防災設備について」質問しました。

一般質問



横川 清一 議員

防災訓練について

問 訓練の今後の取り組みについて説明してください。

答 総務課長
今後も全町を対象として小学校で年に一度定期的に継続して行いたいと考えており、より多くの住民の参加ができるよう工夫して事業を展開したいと考えています。

問 各地区での取り組みを説明してください。

答 総務課長
平成23年度に全自治会で自主防災組織を設立していただいております。3年間の資機材購入費用の助成、資器材の現物支給を行いました。又、1年を通じた計画として、春の研修会、9月の防災講演会、10月の防災訓練、12月の訓練反省会を行い様々な課題を洗い出し、さらなる防災体制の整備に取り組んでおります。

防災協定について

問 既に協定している団体と、その内容について説明してください。

答 総務課長
現在5つの災害協定を締結しています。福岡県内全市町村との協定、名称「災害時における福岡県

市町村間相互応援に関する基本協定」で、生活必需品、その供給に必要な資機材の提供など多岐にわたるもの。国土交通省との協定、名称「吉富町における大規模な災害時の応援に関する協定書」で、被害状況の把握、情報連携網の構築、現地情報連絡員の派遣、災害応急措置。京築広域圏広域市町村事務組合との協定、名称「防災行政無線遠隔制御の運用に関する協定書」で、火災等緊急時の防災行政無線の遠隔放送。県内全市町村及び全消防組合、中津市、京築消防、航空自衛隊築城基地、門司海上保安部との協定、名称「消防相互応援協定」消防その他全ての災害における協定。特別養護老人ホーム、吉富鳳寿園、さくら苑、グループホームだんらん、との協定、名称「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」で、大規模災害時での要配慮者の受け入れ。以上です。

問 今後の取り組みについて説明してください。

答 総務課長
現在、災害時の緊急避難施設として使用に関する協定を田辺三菱製薬吉富工場と協議しており、又、物資の供給協力に関する協定についても、町内のスーパーやドラッグストアと年度内の締結を協議したいと考えています。

問 災害時の初期対応として即応力、機械力もある上毛町の東部建設業組合と災害協定をしてはどうですか。

答 総務課長
是非お話を伺いたいと思います。



岸本加代子 議員

吉富漁港航路の浚渫について

問 地方自治体の責務である災害復旧としての航路の浚渫を執行部は漁協組合に暴力的体質があるとの認識から組合の役員体制を変えないと浚渫しないとの見解を示した。その後の経緯の報告を求めます。

答 産業建設課長
変っていません。

問 航路の浚渫は首長の責務である。また一団体の運営、役員体制への行政の介入は間違いだ。二点について町長の考えを求めます。

答 町長
漁港は町営であり町が管理する。漁業組合が暴力的な組織と認定しており、一緒に仕事はできません。公共的な立場もありアドバイスしています。

問 漁協の役員体制の変更を航路浚渫の条件にし、町が本来すべきことをしないのは民主主義の問題として間違っている。町長の見解を求めます。

答 町長
法律の主旨に従って行動していきます。

地域猫活動について

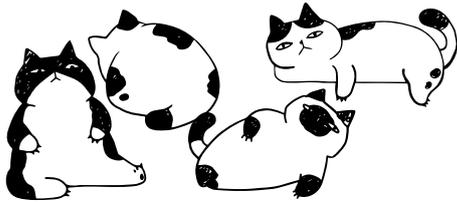
問 これは地域のボランティアによって、ルールのあるエサやり、トイレ管理、不妊去勢手術を行うもので、手術費用を県が負担する。意義と活動実態の報告を求めます。

答 住民課長
平成28年度から広津・小犬丸地区で取り組まれ、17匹の手術がなされ、今年度は15匹を予定。飼い主のいない猫を一代限りで命を全うさせ、殺処分される猫を減らす活動は、糞尿や泣き声の問題解消など地域住民にも、また動物愛護の観点からも意義があると考えます。



問 周知やボランティアの自己負担となっている術後の抗生剤投与費用への補助など要望がある。どんな支援を考えていますか。

答 住民課長
周知は広報やホームページへの掲載を考えている。補助については状況を確認、動物病院などと協議し、方法を検討したい。他から取り組みの要望があり、地域の合意、管理体制が整えば県に申請したいと思えます。



国保の県単位化に伴う国保税のあり方について

問 30年度より県が国民健康保険の財政運営責任主体となり納付金制度が実施される。試算からは国保税の増額が予測されるが、県が負担緩和措置を3

年間行う方針なので少なくともこの間は国保税を上げる必要はない。また国は増額を抑えるために一般会計からの法定外繰り入れも認めている。国保税をどう考えていますか。

答 健康福祉課長
本町は高医療費市町村として指定を受けている。見合った負担は必要であり、法定外繰り入れは考えていません。納付金が発表されて次第、決定します。

問 高齢者の割合が高く低所得者が多い国保は、医療費水準は高く所得水準は低いという課題がある。今後納付金の増額が予想される。国庫負担は減り続けており町長としての見解を求めます。

答 町長
国保会計は健全会計であるべき。国の支援は国会で議論されると思っています。

※上記質問のほか、「伊良原ダムの事業開始による水道事業への影響について」質問しました。



太田 文則 議員

放射性廃棄物【核のゴミ】の処分地について

問 核のごみと呼ばれる原子力発電所の使用済燃料の最終処分場選定をめぐり、経済産業省と原子力発電環境整備機構が、先月13日に福岡市で市民との意見交換会が開催され、その新聞の内容を見

ると、吉富町が交通面で適地として載っていました。核のゴミ処分場について、どのように考えていますか。

答 総務課長
原子力発電により既に発生している高レベル放射性廃棄物について、国民生活環境から遠ざけることができる現在最適な処理方法として地層処分を行うこととしており、いずれどこかの地域に必要なものであると考えています。

問 処分地として吉富町が選定されたらどう対応しますか。

答 総務課長
経済産業省は放射性廃棄物の最終処分について、国民に関心や理解を深めてもらうため、平成29年7月に地域の地下環境等の化学的特性を全国地図の形であらわした化学的特性マップを公表いたしました。化学的特性マップは、それによって処分場所を決定するものではなく、また自治体に今何らの判断を求めて

いるものではないため、現時点では対応は検討をしていません。

答 町長
日本の中で発生したものは日本の中で責任もって処分をするということが望まれていると思っています。今までは、何となく問題を先送りしてきた状況ではないかと、そしてもうそろそろ、いよいよ本格的にということであるんだろうと思っています。本町にそういう指定とか、本町が選定をされたらということではありますが、なかなか一言ではあらわせない内容であり、そういう状況に至るようであれば、真剣に対応は考えていかなければというふう考えております。

意 吉富町が交通面での適地としての認定というだけであって、もちろん決まったわけじゃないし、まだ九州の中でもいっぱい自治体がある中で一部に過ぎないが、これも先々の一つの課題として吉富町がもしこのような処分場としての選定、国、環境省そういったところのから指定を受けた時にどう対応するかというのは、執行部の考えがわかりました。ぜひこれは前向きに考えないといけな



一般質問



山本 定生 議員

吉富町営団地の自治会制度について

問 吉富町営団地の自治会制度について。

答 総務課長
自治会につきましては任意の団体です。加入は任意だと思っております。

問 新しくできた団地の全員が「自治会には入りません」となった場合どうなるのか。自治会費とか地域活動などは？

答 総務課長
町（行政）とは別の任意団体となっていますので、強制的に「加入をして下さい。」などは言えないと思っています。自治会というのは、地域づくりの重要な組織ですので、「自治会に加入をして頂きたい。」と言うにとどまると思っております。

答 健康福祉課長
町営団地の入居条件につきまして、自治会加入について特段決まりはありません。町が徴収するのは、家賃、共益費、駐車場料金のみでして、町として口を挟むことではないと認識しています。

問 共助とか、いつも町長は言われています。この自治会という制度を、今後どういう形でやって行きたいのか。

答 町長
自治会活動については、その該当する集落ある

いは団地等で自分たちの生活する上で自治会が必要かどうかということになるかと思えます。全員が入らないということであれば、その意思決定は、その地域にお住まいの方々でして頂くということになるかと思えます。私どもが強制的にどうしてくれ、ああしてくれってというのは、なかなか難しいのではないかと思います。ただ、最近では、いろんな災害等、あるいは防犯等でその必要性というのは、皆様方が御理解をいただいていると思えますので、その地域でそういう議論が起これば、多分自治会は組織されるだろうと思っています。ただ、100%かどうかは、我々も分かりません。

意 その時になって考えたいということでしたが、その時になって考えて大丈夫なのか、私は大変危惧します。町は自主防とか、自助、共助と言うものを訴えています。なって見たら仕方ないというような論理で、私は良いのかなと思えます。

隣近所が希薄になっている今、空き家をどうしようかとやっている最中に、どんどん造っているこの団地に関して、入った人間さえも知ったこっちゃない見たいな形でやって行くのはその押し付けられた自治会にとっては、大変危惧する内容になるんじゃないか。



※上記質問のほか、「航路の現状と首長の権限について」、「職員採用について」の質問をしました。

議会報告会結果報告



本町議会では、昨年11月14日、15日、29日の3日間（3回）、「友愛会館（幸子上）」、「漁村センター（喜連島下）」吉富フォーユー会館において開催し、74名の方にご参加いただきました。

今回の議会報告会では先ず、議会からの報告（議会の開催状況、一部事務組合報告、政務活動報告）の後、テーマに沿った意見交換、そのほか自由発言（意見聴取）に対する応答を行いました。

テーマに沿った質問(意見)とその応答

～ 皆で考えよう 吉富町のまちづくり ～

① 交通弱者対策について

Q (社会福祉協議会会長からの文書質問)
今年3月12日、道路交通法が改正され、75歳以上の認知機能検査が強化されました。高齢者の事故が多発していることから、皆さんが厳しく受け止め、いつ返納すべきか悩んでいる人は多いと思います。その判断の一助になるためにも、返納時の恩典を高めることが肝要であると思えます。吉富町はどのようになっているのですか。

A 一般質問での町の回答は、町独自で何をするかについては、今後検討して考えて行きたいとの答弁で終わっています。町内巡回バスの日祝休日の運行開始は、今

後の課題だとの回答に留まっています。町に粘り強い要求をしていきたいと考えています。

Q どうして豊前市一中津市間のコミュニティバス吉富町（広津を通るのに）に止まらないのか。1か所でも構わないのでバスが停まるように、協議してもらいたい。

A 議員同士で付き合いがありますので、そんな話をしたことがあります。
定住自立圏に入っていないからお願いに行くべきではと言ったら、会った際は言っていると。改めてきちっとお願いに行くべきではと言えば、イエスでもノーでもないという曖昧な答で今推移しています。議会としても色々な角度

で取り上げていきたいと思っています。

<質問のみ紹介>

Q 台風（大雨）が来る前に早くから運行中止を決めるのが早い、そういう日には、なおさらバスが必要では。

Q 田辺三菱製薬工場に勤務する人が夏の暑い盛り等に歩いて通勤している。製薬と相談して、通勤時間帯に吉富駅から工場までのバスを設定すればよいのでは。製薬は町にも貢献してくれており、大事にしなければならない会社であり、従業員も大事にしなければならないのではと思っている。町がそういう話を出せば、会社も補助金を出すということにもなるのでは。そうすれば、バスの運行収入に繋がることにもなるのでは。

② 防災について

Q 神揚地区（幸子古）県道の東側は、大水の時はその下まで水がきてえぐれている。役場にも話しているが、土地の所有者がわからない。町にいうと町ではないという。日本国内で、この土地が誰のものか答が出てこないのはおかしい。そんなことがあるのか。

A 一般質問で「幸子の神揚に急傾斜地がある。その危険性をどのように認識し、対応するのか。個人所有であっても条件を満たせば県が改修し、国が補助する場合がありますが、該当しないのか。」という質問に対して、町は「その箇所は県が土砂災害特別警戒区域に指定しているが、急傾斜地崩壊危険区域の指定はなく該当しません。危険性は十分認識しており、県と情報交換しながら対応したい。」と答えており、議会としても対応していきたいと思っています。

Q 避難訓練に関しては色々な意見があると思うが、もっと高台で設備のいいとなれば、上毛町の道の駅などがある。隣の町となんかの時は、吉富町の人が避難できるような約束は結ばれていますか。

A 上毛町との協定は今ありませんが、吉富町は消防活動とかで上毛町とは連携していますので、今から先、23万年に一度の災害に対する新しい防災マップを作っています。それも含めて上毛町とは今後やっていく予定と総務課長から説明を受けています。現時点でも連携できるようになっています。ただし、豊前市とはなっていません。今度、高浜、喜連島上・下の自治会長を案内して、田辺三菱製薬に近日中にお願ひに行くようにしています。（その後、田辺三菱製薬から町に対して、協定書締結への前向きな回答をしたとのことです。）

（この質問に対する回答の後、参加していた小犬丸下、界木の自治会長から一緒にお願ひしてほしい旨の要望あり）

Q 界木地区は大水が出た場合、豊前市側、中津側に分かれるような状態になる。町は、災害の時は吉富中学校に向かって避難をするようにということだが、S19.9.20に大雨が降り、土屋の堤防が決壊して堤防から水が出て、中津側も相当水に浸かった。山国川も水が出て、亡くなっている。

A 今後、100年に一度の想定から、23万年に一度の想定にくみなおして、ハザードマップを作成すると町は言っています。

<質問のみ紹介>

Q Jアラート（今日7時）の音声は、全国的だろうが、普通の話し方に改良した方がよいのでは。あれであ

ればミサイルが落下した後に聞こえてくるように思える。

Q 山国川が決壊した場合、役場が一番危ないのではなにか。全部浸かるとかもあり、2階などに上げるなどの手当てはしているのか。

自由な意見交換での質問・応答

Q 吉富漁港の浚渫はどうなっているのか。

A 盆前に、議長を通じ「町がしてくれないのでどうかしてくれないか。」との要望が上がってきました。9月議会でこの件に関して問いただしたら「しない」。その理由は漁協の方々とはいざこざがあったということで、そういうところと共同した作業はしないという町の判断だった。

なお、9月議会会期中に、決議文（吉富漁港の浚渫を求める決議）を発議し、全会一致で可決しました。

Q 環境衛生事務組合のし尿処理場が46年経っているからと言っていたが、豊前市が一時検討していたようだが、液肥化は考えていないのか。

A 環境衛生事務組合の議員で、築上町湊地区へ現地視察にも行きましたが、豊前市の話が先細りして、今その話は全くありません。

Q いじめの問題が毎年増えている。福岡県でも増えている。吉富町は、小中学校で大きな問題があったとは聞かないが、隠れてあっているのでは。

A 昨年までは中学校が荒れて、授業ができないような状況もありました。教師を殴ったり、警察に捕まったりしたが、今年は沈静化して大変良くなっています。いじめについて今回質問したらいじめはあると、ただし、昔のように殴ったりするようなことはないそうですが、不登校者は十数名いるそうですので、いじめが原因ではないということだが、100%そうかは分かりませんので、今後追及していきます。

Q 11月号の広報に「吉富町の財政事情の公表」があり、議会だよりで決算について承認したとの記事があった。基金は毎年毎年目減りしている、大丈夫か。いつまで続くのか。

A 別府団地に10億円近いお金を使い、また、役場庁舎の増改築をし、小犬丸に1億円近い道路をつくりました。お金を大分使ったので、基金が減っているのは事実です。

Q 直近の基金、債務の推移でも平成25年度基金残高約28億円から28年度では、基金残高が約24億円、約4億円減少している。

債務では、平成24年度では約23億円、28年度では約25億円とこの間、約2億円増加している。貯金は年々減少し、借金(起債額)は増加している。起債をすれば償還計画を企てて10年、20年後の起債のすべての償還ピーク時を推計するので、これらの資料の提出を、議会が町当局に求めて、議員が議論をされ、今後の吉富町の反映に寄与してもらいたいと思う。

A 財政健全化判断比率は、福岡県でもかなり下がってきて、半分ぐらいの位置ではないかと思えます。ある程度、お金を貯めてきて、「使うべきところには使っている。」という状況です。

Q 国の法律（育児休業法）が改正された時には、町の条例もすぐに改正が行われるべきなのに改正されていない。議員も認識してもらいたい。

A 大変貴重な意見です。執行部が捉える問題です。このことに関しては12月議会（総務文教委員会）において、条例の一部改正があり、議員が同様の質問をした町の答弁は、以下のとおりでした。

法律が当然、優先をいたします。法律で特殊なケースは条例で定めなさいとしておりますので、そういった特殊なケースは、やはり条例が制定した後はないと、それは施行できません。ただ、それ以外の法律に基づく育児休業等は法律が優先しますので、法律に基づいて取得することができます。

Q 駅前マルシェが毎月1回実施されていて、毎回思うがお客さんはほとんどいない。出展者も代わり映えない。1,400万円相当を使って毎月する意義はどこにあるのか。3カ月に1度とかもう少し吟味して、準備期間も長くにとって毎回同じような出展者ですのではなく、色々な仕掛けがあったり、色々なイベントをした方がいいのでは。

A 国が行っている地方創生の交付金を使った事業です。町としてはこれを続けていきたい、駅前に賑わいを創りたいというのが、今の町の考えのようです。

<質問のみ紹介>

Q 漁村センター敷地内への多目的トイレの設置に関しては、トップダウンで進めるような話ではないと思う。むしろボトムアップで住民の方から話を固めていって、それからどうするかを決めるべきでは。

Q 県の防災訓練の際、港の南側の草刈りをしていたが、その後、汚い。定期的に町が管理するなど、草刈してほしい。

Q 体育協会の行事をやっていくには予算がいる。財政は、来年度以降ますます厳しくなるだろうと思います。体育協会は町からの補助金でやりくりしているが、今

の段階ではもう少し増やしてほしいというのが本音ですが、これだけ財政が切羽詰ってきたら減らされるのではないかと危機感を持ちました。

※上記のほか、事前に町内の公共的活動団体に意見等を求め、2団体からご意見・ご要望をいただいておりますが、紙面の関係上、その要旨等は次のとおりでした。

**社会福祉協議会・活動に伴う予算の確保と職員数の増員等
体育協会 ・活動の現状と予算の確保**

【アンケート結果】

今回、議会報告会を実施するにあたり、アンケート調査を行い来年度以降も参加したいかの設問を設けました。その結果は次のとおりです。

回答者 (63/74)	
参加したい	34名 (約54%)
参加したくない	2名 (約 3%)
どちらともいえない	10名 (約16%)
無回答	17名 (約27%)

その他たくさんのご意見・ご質問・アンケートでのご意見等をいただきました。頂いたご意見等は、本町における課題として、また議員の共通認識としてしっかりと受け止めさせていただき、対応について全員協議会で協議を始めています。終わりになりましたが、ご参加いただきました方々、開催するにあたりご協力いただきました自治会長さんをはじめ、お手伝いをいただいた関係の方々に御礼申し上げますとともに、この議会報告会を継続実施させていただき、今年よりも来年、来年よりも再来年と、多くの町民の皆さんに足を運んでいただけるよう、議会としても工夫をしていきたいと思います。

※なお、この議会報告会の会議内容を閲覧いただけるよう準備も進めています。

本町出身(小犬丸上)のミュージシャン



これからの活躍に期待しています

やまもと けいすけ

山本 圭介さん (現在 36 歳) です。

15歳の頃、友人のエレキギターに触れた事で自分の中にある音楽に目覚め、その後ライブハウスでの演奏や路上弾き語りで自身の音楽性を高めました。

大学卒業後、ギター片手に渡米。ニューヨークの公園などで路上ライブを連日敢行。

2014年、活動拠点を東京に移し、都内を中心に活動し、2017年4月5日、シングル「ひとつ星」でメジャーデビューしました。

はばだけ！
日本へ！世界へ!!!

次回予告

次の定例会の開催は、3月になります。請願、陳情等がありましたら、2月末日までに議会事務局に提出してください。 議会事務局